# 令和3年度専修大学法科大学院入学者選抜試験 出題趣旨 第二期入試 憲法

#### 【出題趣旨】

昭和女子大学事件を素材として、私人間効力、政治的表現の自由、人権享有主体性 (大学生)の理解について問う問題である。大学が国公立か私立かで憲法論がどのよう に変わるかを、事例問題を通して問いたい。政治的表現の自由と私学の建学の精神の尊 重のそれぞれについて、当事者の主張を説得的に構築できるかを考えてほしい。

#### 【採点基準】

- ・私人間効力についての学説の理解が正確か。
- ・昭和女子大学事件についての理解ができているか。
- ・政治的表現の自由の性質が理解できているか。
- ・人権享有主体性について理解できているか。
- ・以上の論点について、問題の事実を抽出・評価しながら論じることができるか。

## 令和3年度専修大学法科大学院入学者選抜試験 出題趣旨 第二期入試 刑法

#### 【出題趣旨】

刑法総論に関する基本的問題について、適切に法的処理が出来るかについて問うものである。

はじめの殴打行為については、誤想防衛の理論的処理が問題となる。故意の内容とその 犯罪論体系上の位置づけを意識して、正確な理論的処理方法を提示した上で、適切に事実 を抽出・評価できる能力を問う。

Aを放置した行為については、殺人罪の不真正不作為犯の成否が問題となる。不真正不作為犯の意義とその成立要件を正確に示し、適切に事実を抽出・評価できるかどうかを問うものである。また、因果関係の存否の判断、未必の故意の認定についても、問われている。

#### 【採点基準】

以下の点について論じられているかどうか。

#### 第1 Aへの殴打行為について 【計30点】

- 1 傷害罪(204条)の実行行為性 (4点)
- ・傷害の意義を示し、端的に認定できているか。
- 2 誤想防衛の理論的処理 (計26点)
- ・甲は、強盗犯人から身を守るつもりで本件殴打行為を行っているが、現実には急迫不正の侵害はなかった。いわゆる、誤想防衛に相当する状況にあることを指摘しつつ(4点)、その理論的処理方法を提示し(12点)、端的に処理できているか(10点)。行為の過剰性があると判断する場合には、36条2項の準用の可否も検討する必要がある。

#### 第2 Aを放置した行為について【計56点】

- 1 不作為の抽出、問題点の指摘 (4点)
- ・問題となる行為を指摘し、適切に問題提起できているか。
- 2 不真正不作為犯の成否(計32点)
- ・甲の不作為について、殺人の未必の故意(38条1項本文)を適切に認定した上で(8点)、不真正不作為犯の成立要件を提示し(12点)、適切に事実を抽出し、評価できているか(12点)。未必の故意、不真正不作為犯の成立要件のいずれについても、提示した意義・要件に対して、どの事実が対応するのか、正確に分析することが求められる。なぜその要件が必要であるのかについて説得的な理由を付することも必要である。

#### 3 因果関係の存否(計20点)

・甲の実行行為と具体的な死亡結果との間に、刑法上の因果関係があるかについて、不作 為の特殊性を踏まえた具体的な判断基準が示され(10点)、適切に事実を抽出・評価 できているか(10点)。またAの死亡結果は、Aが元々負っていた脳の障害と後頭部 への強打を長時間放置したことが相まって生じたものであった。行為後の介在事情の 問題と混同がないかもポイントとなる。

## 第3 罪数 (4点)

・数罪を認める場合に、適切な罪数処理ができているか。

### 第4 裁量点 【10点】

・上記以外でも、構成力、文章力が優れたのもの等には加点する。

上記合計点に0.8を乗する。